

広島市水道局高陽浄水場における
太陽光発電設備導入事業（P P A）

基本協定書（案）

令和8年3月

広島市水道局

基本協定書（案）

広島市水道局（以下「局」という。）と〇〇（以下「受託候補者」という。）とは、広島市水道局高陽浄水場における太陽光発電設備導入事業（PPA）（以下「本事業」という。）に関し、次のとおり基本協定（以下「本協定」という。）を締結する。

（目的）

第1条 本協定は、本事業の公募手続きにより、受託候補者が本事業における優先交渉権者として決定されたことを確認し、本事業に係る太陽光発電設備の導入、運転管理、維持管理及び電力の需給に関する契約（以下「本契約」という。）の締結に向け、必要な基本的事項を定めることを目的とする。

（定義）

第2条 本協定において、次の各号に掲げる用語の意義は、それぞれ当該各号に定めるところによる。

- (1) 補助事業 環境省の水インフラにおける脱炭素化推進事業
- (2) 公募要領 本事業に係る PPA 事業者の公募時に配布した公募要領
- (3) 仕様書 本事業に係る PPA 事業者の公募時に配布した仕様書
- (4) 企画提案書 本事業に係る PPA 事業者の公募時に受託候補者が提出した企画提案書
- (5) 審査委員会 水道局太陽光発電事業プロポーザル審査委員会設置要綱に基づき設置される「水道局太陽光発電事業プロポーザル審査委員会」

（当事者の責務）

第3条 局及び受託候補者は、本契約の締結に向け、それぞれ誠実に対応するものとする。

- 2 局及び受託候補者は、令和8年度中に太陽光発電設備を運転開始できるよう、遅滞なく手続等を行うものとする。

（補助事業の申請）

第4条 受託候補者は、本協定締結後、遅滞なく補助事業を申請する。

- 2 補助事業に係る書類については、事前に局へ提出し、承認を得ることとする。
- 3 補助事業の内容や名称等が変更となった場合において、申請する事業の変更の有無については局の判断により決定する。

（関係官庁等への申請・届出）

第5条 受託候補者は、本協定締結後、遅滞なく、本事業を行う上で必要となる手続き等について、関係官庁等と協議を行い、必要に応じ届出・申請を行う。

（基本的合意）

第6条 本事業の実施に当たっては、法令、本協定、本事業の公募要領、仕様書（局と受託候補者との協議により内容の変更があった場合は変更後の仕様）、企画提案書、質問に対する回答書、審査委員会におけるプレゼンテーション等の内容及び施設の使用許可書の記載内容に従うものとする。

- 2 局及び受託候補者は、太陽光発電設備の設置工事を着手するまでに、本契約を締結する

ものとし、本契約締結時の契約単価は、企画提案書において提案のあった電力料金単価（税抜〇〇円/kWh）を上限とする。

（準備行為）

第7条 受託候補者は、本契約の締結前であっても、補助事業の要件に違反しない限りにおいて、自己の責任及び費用で本事業に関して必要な準備行為を行うことができるものとし、局は、必要かつ可能な範囲内において受託候補者に協力する。

（協定解除）

第8条 局は、第10条に規定する本協定の有効期間にかかわらず、公募要領の16の(1)から(5)に掲げる事項に該当することが判明したとき又は次の各号に掲げるいずれかの事由が生じたときには、本協定を解除し、本契約を締結しないことができる。

- (1) 公正取引委員会が、本事業の公募手続きに関して、受託候補者が私的独占の禁止及び公正取引の確保に関する法律（昭和22年法律第54号）第2条第6項の不当な取引制限をし、同法第3条の規定に違反する行為がある又はあったとして、同法第7条又は第7条の2の規定による命令を行い、当該命令が確定したとき。
- (2) 本事業の公募手続きに関して、受託候補者（受託候補者の役員等（広島市発注契約に係る暴力団等排除措置要綱第2条第8項に規定する役員等をいう。以下同じ。）、代理人、使用人その他の従業員を含む。以下この項において同じ。）が、刑法（明治40年法律第45号）第96条の6に規定する行為をし、これに対する刑が確定したとき。
- (3) その他本事業の公募手続きに関して、受託候補者が前2号に規定する行為をしたことが明白となったとき。
- (4) 本事業の公募手続きに関して、受託候補者が、刑法第198条に規定する行為をし、これに対する刑が確定したとき、又は当該行為をしたことが明白となったとき。
- (5) 受託候補者が本協定に違反する行為を行ったとき
- (6) 前各号に掲げる場合のほか、受託候補者の責めに帰すべき事由により、本事業の目的を達することができないと認められるとき。

（契約不成立の場合の処理）

第9条 前条の規定により、本協定が解除された場合、受託候補者は、仕様書の2(3)アに基づき算定した年間の電力料金（電力使用量については、企画提案書で提案のあった太陽光発電電力量のうち、最も太陽光発電電力量が大きい期間の量で算定する。また、契約単価については、企画提案書において提案のあった電力料金単価とし、補助金額の差し引きは行わないものとする。）の10パーセントに相当する額の違約金を局の指定する期間内に支払わなければならない。

（有効期間）

第10条 本協定は、本契約を締結した日をもって効力を失うものとする。

- 2 本契約の締結に至らなかった場合は、前項の規定にかかわらず、本契約の不可が確定した日をもって本協定は解除されるものとする。
- 3 本協定の有効期間の満了にかかわらず、前条、第11条及び第14条の規定は、なおその効力を有する。

(秘密保持)

第11条 局及び受託候補者は、本協定の締結により知り得た相手方の情報を、事前に相手方の承諾を得ることなく、第三者に漏洩してはならないものとする。

2 局及び受託候補者は、自己の業務従事者その他関係者に前項の義務を遵守させなければならない。

(管轄裁判所)

第12条 本協定に関する紛争又は訴訟については、広島地方裁判所を第一審とする専属管轄とする。

(準拠法)

第13条 本協定は、日本国の法令に準拠し、日本国の法令に従って解釈される。

2 局及び受託候補者は、関係法令を遵守することとする。

(協議)

第14条 本協定に定めのない事項又は本協定の各条項これらの解釈に関し疑義が生じた場合は、その都度、局及び受託候補者は、誠実に協議し、解決するものとする。

(その他)

第15条 本協定に定める承認及び解除は、書面により行わなければならない。

2 本事業に関して局と受託候補者との間で用いる言語は、日本語とする。

本協定の締結を証するため、本協定書を2通作成し、当事者記名押印の上、局が1通、受託候補者が1通をそれぞれ保有する。

令和8年 月 日

住 所 広島市中区基町9番32号
名 称 広島市水道局
代 表 者 広島市水道事業管理者 榊原 茂

受託候補者
住 所
商号又は名称
代表者職氏名